

平成24年度

後期高齢者医療概況

福島県後期高齢者医療広域連合

はじめに

後期高齢者医療制度は、高齢化の急速な進展と医療の高度化等に伴い医療費が年々増加する中、現役世代と高齢者の医療費負担割合を明確にするとともに、高齢者の皆様が将来にわたって安心して医療を受けられるよう平成20年4月に創設されました。

さて、後期高齢者の医療費の伸び率は医療費全体の伸び率を上回っており、本制度を安定的に運営していくためには、医療費の適正化等により財政の安定化を図る必要があります。

このためには、医療費分析により地域等の医療特性を把握し、構成市町村等の関係者間で共有することが大事であります。

本書では、後期高齢者医療制度被保険者の医療費の実態や疾病状況を、地域別や男女別、疾病分類別等から調査、分析した結果をまとめております。

後期高齢者医療制度の安定した事業運営に資する基礎資料として作成しましたが、関係各位におかれましても、被保険者の健康づくり事業等保健事業の推進の一助として、ご活用いただければ幸いに存じます。

当広域連合では、今後とも構成市町村との連携をより一層密にし、保険者としての運営責任を果たして参る所存でありますので、関係各位には引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年2月

福島県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 瀬戸 孝則

目次

例言	1
第1章 被保険者の状況	
1. 全国の状況	7
2. 福島県の状況	
(1) 年度別	8
(2) 圏域別	8
(3) 市町村別	9
(4) 月別	21
3. 福島県の人口からみる被保険者割合の状況	23
4. 年齢構成別の状況	
(1) 年度別	24
(2) 圏域別	25
(3) 市町村別	26
5. 所得区分別被保険者の状況（年度別）	34
第2章 医療費の状況	
1. 福島県の状況	
(1) 年度別	37
(2) 圏域別	39
(3) 月別	43
2. 1人当たり年平均医療費	
(1) 年度別	45
(2) 圏域別	47
(3) 市町村別	48
3. レセプト件数の概要	
(1) 年度別	50
(2) 圏域別	51
(3) 月別	55
4. 診療費の概要	
(1) 年度別	57
(2) 診療諸率	58
(3) 調剤	59
(4) 食事・生活療養費	60
(5) 訪問看護	60

第3章 無受診者の状況	
1. 年度別	63
2. 圏域別	64
3. 市町村別	65
第4章 医療施設数と医療従事者数の状況	
1. 医療施設数の状況	
(1) 圏域別	67
(2) 被保険者1万人当たり医療施設数.....	68
2. 医療従事者数（医師・歯科医師・薬剤師）の状況	
(1) 圏域別	69
(2) 被保険者1万人当たり医療従事者数.....	70
第5章 健康診査の受診状況	
1. 年度別	73
2. 圏域別	74
3. 市町村別	75
4. 受診率の分布.....	79
第6章 保険料調定額の状況	
1. 年度別	83
2. 市町村別	84
3. 1人当たり保険料額（市町村別）	85
4. 1人当たり保険料額の推移.....	86
第7章 保険料減免の状況	
1. 平成22年度.....	89
2. 平成23年度.....	91
3. 保険料減免対象者と減免非対象者の割合.....	93
第8章 一部負担金等免除証明書の交付状況	
一部負担金等免除証明書の交付状況.....	95

第9章 疾病の状況

平成20年5月診療分.....	100
平成21年5月診療分.....	110
平成22年5月診療分.....	120
平成23年5月診療分.....	130

例 言

1. この医療概況は、平成 20 年度から平成 23 年度における後期高齢者医療制度の概要を掲載している。
2. この医療概況は、後期高齢者医療事業報告書診療報酬明細書（以下、「レセプト」という）等に基づいて編集したものである。
3. 各種分析内容の数値についての留意事項は次のとおりである。
 - (1) 特に年月の指定がない限り、年度とは当該年の 3 月診療分から翌年 2 月診療分までの期間とする。（レセプトの年度区別による。）
 - (2) 平成 20 年度の医療費は、後期高齢者医療制度が平成 20 年 4 月に施行されたことから、平成 20 年 4 月から平成 21 年 2 月までの 11 ヶ月分を対象としている。
 - (3) 疾病の状況は、医科のレセプトのうち、平成 20 年 5 月診療分、平成 21 年 5 月診療分、平成 22 年 5 月診療分及び平成 23 年 5 月診療分の全件を対象とする。
 - (4) 疾病の分類は、レセプト上の「疾病コード」から主病疾病を抽出して、社会保険表章用疾病分類の 20 分類（大分類）に生活習慣病関連の独自項目を加えた 29 分類と、社会保険表章用分類の 121 分類（中分類）で行っている。
 - (5) 特に表示がない限り、平成 20 年度の福島市には、旧飯野町分を含む。
4. 用語の説明
用語の定義は次のとおりである。
 - (1) **平均被保険者数**
当該年度の各月末における被保険者数の和を 12（平成 20 年度については 11）で除したものである。
 - (2) **診療費**
入院、入院外、歯科の合計である。
 - (3) **医療費**
診療費、調剤、食事・生活療養費、訪問看護の合計である。
 - (4) **費用額**
医療の給付に要する費用と一部負担金（被保険者が保健医療機関等から医療の給付を受けたときに支払う自己負担金）等の合計である。

(5) **食事・生活療養費**

入院中の食事・居住費をいう。

(6) **訪問看護**

訪問看護事業者から当該指定に係る訪問看護を行う事業者により行われる訪問看護を受けた場合に支払われる費用をいう。

(7) **受診率（100人当たり件数）**

受診率は、当該年度のレセプト件数を当該年度の平均被保険者数で除して100倍したものである。

$$\bullet \text{ 受診率（\%）} = \text{レセプト件数} \div \text{平均被保険者数} \times 100$$

(8) **1件当たり日数**

1件当たり日数は、当該年度（又は当該月）の診療実日数をレセプト件数で除したものである。

$$\bullet \text{ 1件当たり日数（日）} = \text{診療実日数} \div \text{レセプト件数}$$

(9) **1日当たり診療費**

1日当たり診療費は、当該年度の診療費を診療実日数で除したものである。

$$\bullet \text{ 1日当たり診療費（円）} = \text{診療費} \div \text{診療実日数}$$

(10) **1人当たり診療費（医療費）**

1人当たり診療費（又は医療費）は、当該年度（又は当該月）の診療費（又は医療費）を当該年度（又は当該月）の平均被保険者数で除したものである。

$$\bullet \text{ 1人当たり診療費（医療費）（円）} = \text{診療費（医療費）} \div \text{平均被保険者数}$$

(11) **1件当たり点数**

1件当たり点数は、請求点数をレセプト件数で除したものである。

$$\bullet \text{ 1件当たり点数（点）} = \text{請求点数} \div \text{レセプト件数}$$

(12) **医療施設数（1万人当たり数）**

1万人当たり医療施設数は、当該年度の医療施設数を当該年度の平均被保険者数で除して1万倍したものである。

$$\bullet \text{ 医療施設数(1万人当たり数)} = \text{医療施設数} \div \text{年間平均被保険者数} \times 1 \text{万}$$

(13) **医療従事者数（1万人当たり人数）（医師、歯科医師、薬剤師）**

1万人当たり医療従事者数は、統計調査直近の医療従事者数を当該年度の平均被保険者数で除して1万倍したものである。

$$\bullet \text{ 医療従事者率(1万人当たり人数)} = \text{医療従事者数} \div \text{年間平均被保険者数} \times 1 \text{万}$$

5. 留意事項

(1) 端数処理

統計表において、合計項目の計数が各構成項目の合計値と一致しない場合があるが、これは端数処理（四捨五入）によるものである。

(2) 圏域について

本冊子では市町村毎のほか、7つの圏域に分類している。
なお、分類は下表のとおりである。

圏域名	構成市町村
県北地域	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、飯野町、大玉村
県中地域	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
県南地域	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津地域	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
南会津地域	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
相双地域	相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村
いわき地域	いわき市

注) 1. 県北地域の飯野町は、平成20年7月1日に福島市に合併している。

(3) 傷病名について

上記3(4)で記載したように、疾病の分類は「社会保険表章用疾病分類の121分類（中分類）」で行っているもので、本冊子で使用する傷病名は原則として121分類（中分類）で使われる傷病名である。

(4) 点数表記について

本冊子では、「1件当たり医療費」の代わりに「1件当たり点数」を使用している表があるが、診療報酬点数上では、1点10円の定額制となっているため、両者は概念としては同じものである。

(5) 上記以外の事柄に関しては、各表に附記した注記に留意されたい。

社会保険表章用 121 項目疾病分類表

大分類	中 分 類		
I 感 染 症 及 び 寄 生 虫 症	0101 腸管感染症	VI 神 經 系 の 疾 患	0601 パーキンソン病
	0102 結核		0602 アルツハイマー病
	0103 主として性的伝播様式をとる感染症		0603 てんかん
	0104 皮膚及び粘膜の病変を伴うウイルス疾患		0604 脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群
	0105 ウイルス肝炎		0605 自律神経系の障害
	0106 その他のウイルス疾患		0606 その他の神経系の疾患
	0107 真菌症		
	0108 感染症及び寄生虫症の続発・後遺症		
	0109 その他の感染症及び寄生虫症		
II 新 生 物	0201 胃の悪性新生物	VII 疾 眼 及 び 付 属 器 の 疾 患	0701 結膜炎
	0202 結腸の悪性新生物		0702 白内障
	0203 直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物		0703 屈折及び調節の障害
	0204 肝及び肝内胆管の悪性新生物		0704 その他の眼及び付属器の疾患
	0205 気管、気管支及び肺の悪性新生物		
	0206 乳房の悪性新生物		
	0207 子宮の悪性新生物		
	0208 悪性リンパ腫		
	0209 白血病		
	0210 その他の悪性新生物		
	0211 良性新生物及びその他の新生物		
III 並 血 び 液 に 及 び 免 疫 造 機 血 構 器 の 障 疾 害 患	0301 貧血	VIII 耳 及 び 乳 様 突 起 の 疾 患	0801 外耳炎
	0302 その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害		0802 その他の外耳疾患
IV 代 内 謝 分 泌 、 栄 養 及 び	0401 甲状腺障害	IX 循 環 器 系 の 疾 患	0901 高血圧性疾患
	0402 糖尿病		0902 虚血性心疾患
	0403 その他の内分泌、栄養及び代謝疾患		0903 その他の心疾患
			0904 くも膜下出血
			0905 脳内出血
			0906 脳梗塞
			0907 脳動脈硬化（症）
			0908 その他の脳血管疾患
			0909 動脈硬化（症）
			0910 痔核
V 精 神 及 び 行 動 の 障 害	0501 血管性及び詳細不明の認知症	X 呼 吸 器 系 の 疾 患	0911 低血圧（症）
	0502 精神作用物質使用による精神及び行動の障害		0912 その他の循環器系の疾患
	0503 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害		1001 急性鼻咽頭炎 [かぜ] <感冒>
	0504 気分 [感情] 障害（躁うつ病を含む）		1002 急性咽頭炎及び急性扁桃炎
	0505 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害		1003 その他の急性上気道感染症
	0506 知的障害<精神遅滞>		1004 肺炎
	0507 その他の精神及び行動の障害		1005 急性気管支炎及び急性細気管支炎
			1006 アレルギー性鼻炎
	1007 慢性副鼻腔炎		
	1008 急性又は慢性と明示されない気管支炎		
	1009 慢性閉塞性肺疾患		
	1010 喘息		
	1011 その他の呼吸器系の疾患		

X I 消 火 器 系 の 疾 患	1101 う蝕	X VII 染 先 色 天 体 異 形 常 、 変 形 及 び	1701 心臓の先天奇形
	1102 歯肉炎及び歯周疾患		1702 その他の先天奇形、変形及び染色体異常
	1103 その他の歯及び歯の支持組織の障害		
	1104 胃潰瘍及び十二指腸潰瘍		
	1105 胃炎及び十二指腸炎		
	1106 アルコール性肝疾患		
	1107 慢性肝炎（アルコール性のものを除く）		
X II 組 皮 織 の 及 び 疾 患 皮 下	1108 肝硬変（アルコール性のものを除く）	X VIII 異 症 常 状 、 検 査 微 候 所 見 及 び 他 に 常 臨 床 所 見 に 分 類 さ れ な い も の	1800 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの
	1109 その他の肝疾患		
	1110 胆石症及び胆のう炎		
	1111 膵疾患		
	1112 その他の消化器系の疾患		
X III 筋 骨 格 系 及 び 結 合 組 織 の 疾 患	1201 皮膚及び皮下組織の感染症	X IX の 損 傷 外 因 、 中 毒 及 び そ の 他	1901 骨折
	1202 皮膚炎及び湿疹		1902 頭蓋内損傷及び内臓の損傷
	1203 その他の皮膚及び皮下組織の疾患		1903 熱傷及び腐食
			1904 中毒
			1905 その他の損傷及びその他の外因の影響
X IV 腎 尿 路 生 殖 器 系 の 疾 患	1301 炎症性多発性関節障害	X X II コ 特 殊 目 的 的 用	2210 重症急性呼吸器症候群[SARS]
	1302 関節症		2220 その他の特殊目的用コード
	1303 脊椎障害（脊椎症を含む）		
	1304 椎間板障害		
	1305 頰腕症候群		
	1306 腰痛症及び坐骨神経痛		
	1307 その他の脊柱障害		
	1308 肩の傷害<損傷>		
1309 骨の密度及び構造の障害			
1310 その他の筋骨格系及び結合組織の疾患			
X V 産 妊 じ 娠 よ く 分 娩 及 び	1401 糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患		
	1402 腎不全		
	1403 尿路結石症		
	1404 その他の腎尿路系の疾患		
X VI し 周 た 産 病 期 に 発 生	1405 前立腺肥大（症）		
	1406 その他の男性生殖器の疾患		
	1407 月経障害及び閉経周辺期障害		
	1408 乳房及びその他の女性生殖器の疾患		
X V 産 妊 じ 娠 よ く 分 娩 及 び	1501 流産		
	1502 妊娠高血圧症候群		
	1503 単胎自然分娩		
	1504 その他の妊娠、分娩及び産じょく		
X VI し 周 た 産 病 期 に 発 生	1601 妊娠及び胎児発育に関連する障害		
	1602 その他の周産期に発生した病態		